

平成23年6月2日

村 民 各 位

玉川村長 石森 春男

(公印省略)

東北地方太平洋沖地震被災者災害見舞金の支給について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で被災された世帯に対し、玉川村では早期復興を図ることを目的に、下記のとおり災害見舞金を支給いたします。つきましては、該当する方は申請くださるようお願いいたします。

記

1. 支給対象者 3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びその後の余震により、居住するための敷地内の建造物等(家屋、土蔵、物置、塀など)が被災した方。

2. 見舞金支給額 (修繕や屋根瓦などの撤去に要した費用により、支給額が異なります)

修繕等にかかった費用(税込み)	支 給 額
20万円以上50万円未満	5万円
50万円以上100万円未満	10万円
100万円以上	20万円

◎修繕等にかかった費用が20万円未満の方は、該当いたしません。

3. 手続き方法 このチラシの裏に申請書を添付しますので、該当する方は必要事項を記入し、役場総務課又は須釜支所に提出してください。

なお、申請書に添付する書類は、①修繕や撤去に要した費用を証する領収書等のコピー、②罹災証明書(住民税務課で発行しています)③その他参考となる書類(費用明細等)のコピーが必要となります。

申請内容確認の結果、支給対象となる場合は、申請書に記載した口座に振り込みます。

また、提出期限は設けていませんので、修繕等が終了してから提出してください。

4. その他 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用(避難所等の収容施設などの供与、生活必需品の支給又は貸与等)を受けたときは、該当しません。

【問い合わせ先 玉川村災害対策本部 総務課 電話57-3101】